

# 告 示

埼玉県告示第九百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや所沢西武園店

埼玉県所沢市大字荒幡字東向大谷千三百五十九 十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

当該事業所は、騒音・振動規制対象事業所であることから、騒音・振動については適切な対策・対処をすること。

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月十七日から平成二十四年八月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター